

陳 情 文 書 表

受理番号	陳情 8 第 2 0 号	受理年月日	令和 8 年 6 月 5 日
件 名	国保逃れ発覚に伴う過去の国民健康保険料の見直しに関する陳情		

【陳情の趣旨】

議員による国保逃れが社会的な問題となっている。

当初は、「脱法行為」として議論が進められていたが、その後厚生労働省から通達、令和 8 年 3 月 1 8 日保保発 0 3 1 8 第 1 号「法人の役員である個人事業主等に係る被保険者資格の取扱いについて」が出され、脱法ではなく、違法であることが明確化された。

それに伴い厚生労働省では「国保逃れ」が疑われる事業所等に対する調査を行うことを公表し、法人に使用されている実態がない者は、健康保険等の被保険者資格を有さないため、事実と異なる資格取得の届出をした時点に遡って被保険者資格を喪失させることとし、すでに調査が進められている。

調査により、国保逃れを指摘された場合、社会保険は事実と異なる届出をしていた時点に遡って脱退することになり、国民健康保険には保険料の時効の関係で最大 2 年のみ遡って加入することとなる。

例えば 1 0 年前から国保逃れをしていた場合は、1 0 年遡って社会保険を脱退して、2 年遡って国保に加入することとなる。

かなり大規模な調査となり、議員以外の一般の被保険者も対象とされ、今後も継続として調査が行われていくため、目黒区の国民健康保険に遡って加入するケースもかなり発生することが見込まれる。

その場合、一般の国民健康保険加入者が過去 2 年間に支払った国民健康保険は実際より高く計算されていたことになるため、遡って計算し直して返還して欲しい。

翌年度以降に反映されるのでは、返還前に国保を抜けた人には返還されないこととなる。

このような悪質な行為のために、一般の被保険者の保険料が高くなっていたのは、うやむやにするべきではないと思われる。

【陳情事項】

1 厚生労働省の調査により、国保逃れが発覚して、目黒区の国民健康保険に遡って加入するケースが発生すると思われるため、過去の国民健康保険料を見直してください。